

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成25年11月6日

【四半期会計期間】 第12期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社メドレックス

【英訳名】 Medrx Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 眞良

【本店の所在の場所】 香川県東かがわ市西山431番地7

【電話番号】 0879-23-3071

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北垣 栄一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

【電話番号】 03-3664-9630

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北垣 栄一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 連結累計期間	第12期 第3四半期 連結累計期間	第11期
会計期間	自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 9月30日	自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日
売上高 (千円)	58,894	48,224	87,806
経常損失() (千円)	446,570	425,035	578,352
四半期(当期)純損失() (千円)	438,701	428,433	571,338
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	438,744	430,295	571,297
純資産額 (千円)	407,825	3,553,793	275,272
総資産額 (千円)	923,328	4,071,643	786,720
1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)	150.69	83.84	196.25
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	44.2	86.9	35.0

回次	第11期 第3四半期 連結会計期間	第12期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 7月 1日 至 平成25年 9月30日
1株当たり四半期純損失金額() (円)	42.24	32.27

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

4. 当社は、平成24年12月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、円安に伴い輸出関連企業の収益が回復し、政府の経済対策や金融政策への期待感から個人消費が改善するなど景況感に明るさが見られましたが、円安による原材料・エネルギー価格の上昇、欧州の財政不安の長期化、米国の政府債務上限問題及び新興国の経済成長鈍化等の景気下振れリスクのため、先行き不透明感を拭いきれない状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループではイオン液体を利用した独自の経皮製剤技術ILTS®(Ionic Liquid Transdermal System)を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより、新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据え、当社グループの最重要パイプラインである消炎鎮痛貼付剤 ETOREAT(エトドラクテープ剤)の製品化に向けた開発を推し進めるとともに、後続パイプラインの研究開発及び提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。また、当社の上市製品である褥瘡・皮膚潰瘍治療剤「ヨードコート軟膏」等の製品を提携先の製薬会社を通じて販売してきました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の製品売上高と研究開発等収入を合わせた売上高は48百万円、研究開発費用とその他経費を合わせた販売費及び一般管理費は445百万円を計上しました。営業損失は400百万円、経常損失は425百万円、四半期純損失は428百万円となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度に比べて3,284百万円増加し、4,071百万円となりました。有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株発行、有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株発行及び行使価額修正条項付き第6回新株予約権(第三者割当て)の権利行使に伴う新株発行等により、現金及び預金が2,873百万円、投資有価証券が398百万円増加しております。

流動資産は3,405百万円となりました。主な内容は、現金及び預金3,338百万円等であります。固定資産は666百万円で、主な内容は投資有価証券398百万円、建物及び構築物181百万円であります。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べて6百万円増加し、517百万円となりました。これは持分法適用による負債が2百万円増加したこと等によるものであります。

流動負債は454百万円となりました。主な内容は一年内返済予定の借入金399百万円等であります。固定負債は63百万円となりました。主な内容は持分法適用に伴う負債53百万円等であります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて3,278百万円増加し、3,553百万円となりました。有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株発行、有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株発行及び行使価額修正条項付き第6回新株予約権（第三者割当て）の権利行使に伴う新株発行により、資本金と資本剰余金がそれぞれ1,741百万円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の35.0%から86.9%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は249百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,645,200
計	11,645,200

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,145,400	6,550,700	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株でありま す。
計	6,145,400	6,550,700		

(注) 提出日現在発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年8月16日
新株予約権の数(個)	11,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100,000(注)1,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり 2,720(注)5
新株予約権の行使期間	平成25年9月4日～平成27年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)7
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第三者割当て契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

当社は、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,100,000株、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という)が修正されても変化しない(ただし、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準: 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度: 行使の際に上記(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限: 当初1,632円(注)5.参照)。

(5) 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,100,000株(平成25年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は19.9%)、割当株式数は100株で確定している。

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 1,827,100,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある)

(7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、(注)8.参照)。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,100,000株とする(割当株式数は100株とする)。ただし、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が(注)6.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)6.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)6.(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注)6.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 行使価額の修正

- (1) 平成25年9月5日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という）の直前取引日における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が1,632円（以下「下限行使価額」といい、(注)6.の規定を準用して調整される）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注)5. に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の目的となる株式の総数で除した額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,900円の価額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,900円の価額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
9. 本新株予約権には譲渡制限は付されていません。ただし、割当先との間で締結したコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。
10. 本新株予約権の権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの主な内容
- (1) 割当先は、本新株予約権の行使に関し、以下に定める制約を受けるが、行使請求期間中のいずれの時点においても、その時にかかる制約に違反しない範囲で、本新株予約権を、自己の裁量により、本新株予約権の発行要項及び本契約の規定に従って行使することを妨げられるものではない。
 - (2) 当社は、割当日の翌取引日以降に割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行ってはならない期間（以下「行使停止期間」という）を指定（以下「停止指定」という）することができる。

- (3) 当社は、何度でも停止指定を行うことができ、かつ同時に複数の停止指定を行うことができる。ただし、行使指定が行われた場合には、これに係る行使必要期間（下記(7)参照）中は、当該行使指定に基づき割当先が行使しなければならない本新株予約権の全部又は一部の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできない。
- (4) いずれかの時点において1又は複数の停止指定が行われている場合には、割当先は、当該時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数を上回る数の本新株予約権を行使してはならない。
- (5) 当社は、割当日の翌取引日以降に割当先に対し行使指定通知書を交付することにより、行使必要期間中に行使すべき本新株予約権の数（以下「行使必要新株予約権数」という）を指定（以下「行使指定」という）することができる。割当先は、当社から行使指定通知書を受領した場合、これに係る行使必要期間内に、これに係る行使必要新株予約権数の本新株予約権の全部を行使するものとする。ただし、かかる本新株予約権の行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができる。
- (6) 当社は何度でも行使指定を行うことができるが、各行使指定に係る行使必要新株予約権数は、以下に記載する各算式で算出される数のうち、最も少ない数を超えないものとする。
- 当該行使指定に係る行使指定通知書を交付した日（以下「指定書交付日」という）の前日まで（同日を含む）の1ヶ月間における当社株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入）に2を乗じて得られる株数を本新株予約権の割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨て）
- 指定書交付日の前日まで（同日を含む）の3ヶ月間における普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入）に2を乗じて得られる株数を本新株予約権の割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨て）
- 当該行使指定に係る行使指定通知書交付の時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数
- また、いずれかの行使必要期間中に（当該行使必要期間に係る行使必要新株予約権数の全部について行使が完了しているか否かを問わず）新たな行使指定を行ってはならない。
- (7) 各行使必要期間は、当社が割当先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日（当日を含む）から10取引日の期間とし、いずれの行使必要期間も行使請求期間内に開始しかつ終了しなければならない。ただし、上記10取引日の計算にあたり、以下の各号に該当する日は除くものとする。
- 東京証券取引所における当社の株価がストップ高又はストップ安を記録した日
- 東京証券取引所において当社株式が売買停止となった日
- 割当先が、当社又は当社の子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがあると割当先が合理的に判断する事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない）を知った場合、割当先が当該事実を知った日（当日を含む）からそれが当社により公表された日（当日を含む）まで
- 本新株予約権1個を行使したと仮定した場合に、かかる行使が制限超過行使となる日
- 機構が振替新株予約権に係る新株予約権行使請求を取り次がない日を定めた場合には当該日
- (8) 当社は、以下の各号に定める事項がすべて充足されていない場合は、割当先に対し行使指定通知書を交付してはならない。
- 当該行使指定通知書の交付の時の直前における当社株式の東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という）が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額以上であること。
- 当該行使指定通知書の交付の時点において、当社又は当社の子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に発行会社の株価に相当な影響を及ぼすおそれのある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない）がないこと。
- 当社及び当社の子会社の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態は発生しておらず、またかかる事態をもたらすような変化はないこと及び本新株予約権の発行、本第三者割当て又は本新株予約権の行使に重大な影響を与えるような、当社もしくは当社の子会社を当事者とし、又はそれらの財産もしくは資産を対象とする訴訟その他の司法手続又は行政手続は係属又は進行していない、また、当社の知る限り、かかる司法手続又は行政手続が準備又は検討されている事実は存在しないことの表明及び保証が当該行使指定通知書の交付の時点において改めてなされたとしても、当該時点現在、真実かつ正確であること。
11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
12. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
13. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	5,557
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	555,700
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	2,013
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	1,135
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	5,557
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	555,700
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	2,013
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,135

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	628,700	6,145,400	633,204	3,981,071	633,204	3,550,271

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,514,700	55,147	
単元未満株式	普通株式 2,000		
発行済株式総数	5,516,700		
総株主の議決権		55,147	

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	465,379	3,338,382
売掛金	6,033	164
原材料及び貯蔵品	15,225	22,649
未収入金	42,949	37,388
前渡金	-	25,232
その他	5,141	9,056
貸倒引当金	27,569	27,569
流動資産合計	507,160	3,405,304
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	187,964	181,567
機械装置及び運搬具(純額)	22,074	15,297
工具、器具及び備品(純額)	4,801	5,905
有形固定資産合計	214,841	202,769
無形固定資産		
ソフトウェア	-	1,310
無形固定資産合計	-	1,310
投資その他の資産		
投資有価証券	-	398,261
長期前払費用	21,043	20,760
差入保証金	38,426	38,426
その他	5,249	4,810
投資その他の資産合計	64,719	462,259
固定資産合計	279,560	666,339
資産合計	786,720	4,071,643
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,869	462
1年内返済予定の長期借入金	404,843	399,000
未払金	27,379	33,351
未払法人税等	7,351	11,358
その他	5,951	10,321
流動負債合計	450,395	454,494
固定負債		
繰延税金負債	1,801	1,764
資産除去債務	7,834	7,956
持分法適用に伴う負債	51,416	53,635
固定負債合計	61,052	63,356
負債合計	511,447	517,850

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,134,555	3,981,071
資本剰余金	1,703,755	3,550,271
利益剰余金	3,560,719	3,989,153
株主資本合計	277,590	3,542,188
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	1,552
為替換算調整勘定	2,317	2,626
その他の包括利益累計額合計	2,317	4,179
新株予約権	-	15,784
純資産合計	275,272	3,553,793
負債純資産合計	786,720	4,071,643

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高		
製品売上高	45,429	13,199
研究開発等収入	13,465	35,025
売上高合計	58,894	48,224
売上原価		
製品売上原価	24,130	3,938
売上原価合計	24,130	3,938
売上総利益	34,764	44,286
販売費及び一般管理費	¹ 470,605	¹ 445,063
営業損失()	435,841	400,776
営業外収益		
受取利息	65	337
受取賃貸料	1,714	1,714
為替差益	4,227	12,621
受取研究開発負担金	20,970	21,047
その他	378	3,798
営業外収益合計	27,356	39,518
営業外費用		
支払利息	2,337	6,519
持分法による投資損失	30,738	24,269
株式交付費	-	18,301
株式公開費用	5,009	6,278
営業外支払手数料	-	8,346
その他	-	61
営業外費用合計	38,085	63,776
経常損失()	446,570	425,035
特別利益		
助成金収入	10,445	-
特別利益合計	10,445	-
税金等調整前四半期純損失()	436,124	425,035
法人税、住民税及び事業税	2,613	3,436
法人税等調整額	37	37
法人税等合計	2,576	3,398
少数株主損益調整前四半期純損失()	438,701	428,433
四半期純損失()	438,701	428,433

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	438,701	428,433
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	1,552
為替換算調整勘定	43	309
その他の包括利益合計	43	1,862
四半期包括利益	438,744	430,296
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	438,744	430,296

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)	
(会計上の見積の変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。	
なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
研究開発費	308,273千円	249,267千円
貸倒引当金繰入額	27,569 "	
給料及び手当	19,425 "	27,972 "
減価償却費	3,311 "	3,042 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	20,312千円	15,736千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

平成25年2月12日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式発行2,202,200株(発行価格1,000円、引受価額920円、資本組入額460円)により、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,013,012千円増加しております。

平成25年3月12日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式発行349,500株(割当先 野村証券株式会社、発行価格920円、資本組入額460円)により、資本金及び資本準備金がそれぞれ160,770千円増加しております。

平成25年9月3日にメリルリンチ日本証券株式会社に対して発行した行使価額修正条項付き第6回新株予約権の権利行使による新株式発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ567,504千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	150円69銭	83円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	438,701	428,433
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	438,701	428,433
普通株式の期中平均株式数(株)	2,911,300	5,110,034
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成25年8月16日取締役会決議の新株予約権(新株予約権の目的となる株式の残数544,300株) これらの概要は、「第3提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 平成24年12月6日付の取締役会で普通株式1株を100株とする株式分割を決議しており、1株当たり四半期純損失金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間終了後、平成25年10月31日までの間に行使価額修正条項付第6回新株予約権の権利行使がありました。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 405,300株 |
| (2) 増加した資本金 | 459,046千円 |
| (3) 増加した資本準備金 | 459,046千円 |

これにより、平成25年10月31日現在の普通株式の発行済株式総数は6,550,700株、資本金は4,440,117千円、資本準備金は4,009,317千円となりました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月5日

株式会社メドレックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。